

# 福岡県公報

令和 8 年 10 月 13 日  
第 735 号

## 目次

### 告 示（第636号・第637号）

- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示（農山漁村振興課）…………… 1  
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示（農山漁村振興課）…………… 1

### 公 告

- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）…………… 1  
○都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）…………… 2  
○都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）…………… 2  
○都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）…………… 3  
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示（県営住宅課）…………… 3

## 告 示

### 福岡県告示第636号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和 8 年 9 月福岡県告示第575号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 10 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
みやこ町役場、築上町役場  
尾崎 孝義、川口 善治、尼岡 一元、尼岡 常夫、友延 光志、上深野町内会、  
渡辺 功

### 2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。  
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和 8 年 9 月福岡県告示第575号によること。

### 福岡県告示第637号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和 8 年 8 月農林水産省告示第1317号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 10 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
うきは市役所、久留米市役所  
有限会社アソカ、大井区、吉松 立二

### 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。  
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和 8 年 8 月農林水産省告示第1317号によること。

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和 8 年 10 月 14 日から同月 27 日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和 8 年 10 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
福岡広域都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 宗像市に係るもの  
宗像市大井の一部
  - (2) 古賀市に係るもの  
古賀市青柳及び青柳町の各一部
  - (3) 篠栗町に係るもの  
篠栗町津波黒四丁目、大字和田、大字高田及び津波黒の各一部
  - (4) 新宮町に係るもの  
新宮町緑ヶ浜一丁目及び原上の各一部
  - (5) 粕屋町に係るもの  
粕屋町長者原西二丁目、長者原西四丁目、内橋東三丁目及び戸原西三丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 宗像市に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市再生部都市計画課
  - (2) 古賀市に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市整備課
  - (3) 篠栗町に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び篠栗町都市整備課
  - (4) 新宮町に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課
  - (5) 粕屋町に係るもの  
福岡県建築都市部都市計画課及び粕屋町都市政策部都市計画課

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和8年10月14日から同月27日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和8年10月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
北九州広域都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
荏田町新松山二丁目及び四丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課及び荏田町都市計画課

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和8年10月14日から同月27日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和8年10月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
北九州広域都市計画臨港地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
荏田町新松山二丁目及び四丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課及び荏田町都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和8年10月14日から同月27日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和8年10月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
大牟田都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大牟田市大字岩本及び大字白銀の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市整備部都市計画課

公告

県営住宅の敷地内において、放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

令和8年10月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとします。

- 1 放置車両の形態等

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 放置場所 | 北九州市八幡西区上上津役四丁目3番地5号<br>福岡県営住宅大原団地駐車場（5棟付近） |
|------|---------------------------------------------|

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 撤去通告貼付けの日 | 令和7年8月25日、令和8年7月22日 |
| メーカー名     | 三菱                  |
| 種別等       | 軽自動車                |
| 自動車登録番号等  | 北九州50ふ98-32         |
| 所有者       | 林 美智恵               |
| 車名        | MINICA              |
| 塗色        | 水色                  |
| 車台番号      | 不明                  |
| 使用者       | 林 美智恵               |

- 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課建替・保全係 T E L 092-643-3741

福岡県住宅供給公社北九州管理事務所 T E L 093-621-3300